

東北観光推進機構 規約

平成 19 年 6 月 7 日制定
平成 25 年 6 月 10 日改訂
平成 27 年 6 月 8 日改訂

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本組織は、東北観光推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 機構は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区内に置く。

2 機構は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目 的)

第 3 条 機構は、東北観光の認知度向上と、国内・海外観光客等の誘致を推進し、観光産業の振興と東北経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東北の認知度の向上及び観光客の満足度向上のための事業
- (2) 国内大都市圏から観光客等を誘致するための事業
- (3) 東アジアを中心とした海外から観光客等を誘致するための事業
- (4) 観光戦略推進体制づくりのための事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 会員は、機構の趣旨に賛同するもので、次のとおりとする。

- (1) 正会員 地方公共団体、企業及び関係団体
- (2) 賛助会員 正会員である各旅行会社契約施設機関協力会（以下「6社協」という。）に加盟している企業又は団体

(入 会)

第 6 条 正会員として機構への入会を希望するものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て、入会することができる。

(会費又は負担金)

第 7 条 会員は、別に定める規定により、会費又は負担金を納入しなければならない。

2 会員がその資格を喪失したときは、未納の会費又は負担金は徴収され、既納の会費、

負担金その他の拠出金は返還しない。

(退 会)

第8条 正会員は、いつでも退会することができる。なお、退会しようとするときは、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

2 正会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合には、当該会員に対して総会の日から1週間前までに除名の理由を通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 機構の規約又は規則に違反したとき

(2) 機構の名誉を毀損し、又は機構の目的に違反する行為があったとき

(3) 引き続き2年以上にわたり会費又は負担金を納入しないとき

2 前項により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して除名したことの通知をしなければならない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第10条 機構には、次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上30人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうちから、会長1人を置くほか、副会長5人以内、専務理事1人を置くことができる。

(選任等)

第11条 役員は、正会員の役職員のうちから、総会において選任する。但し、常勤の理事は、正会員の役職員以外の者を充てることができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務及び権限)

第12条 会長は、機構を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。

3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、かつ会長、副会長の指示に基づき、機構の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 転出その他の事情により役員が任期途中で退任した場合、補欠の役員を理事会の決議で選任することができる。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又はその他の現任者の残任期間とする。
- 4 任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第14条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、当該役員にあらかじめ通知するとともに、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 役員としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第15条 常勤の理事以外の役員は、無報酬とする。

- 2 常勤の理事に報酬を支払うときは、理事会が定める役員報酬規程に従うものとする。
- 3 役員に、費用を弁償することができる。

(顧問)

第16条 機構に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、機構の運営に関して会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、第13条第1項の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(代議員)

第17条 6社協は、各県支部ごとに宿泊施設関係者1人、観光施設・事業所関係者1人、運輸機関関係者1人の計3人を代議員として選出する。

- 2 代議員は、総会に出席し議決権を行使する。

第4章 総 会

(種類)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成及び議決権)

第19条 総会は、正会員及び第17条第1項に規定する代議員をもって構成する。

- 2 総会において、正会員及び代議員は各1個の議決権を有する。

(開催及び招集)

第20条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から総会の目的たる事項を示して請求があったとき

3 通常総会及び臨時総会は、会長が招集する。

4 会長は、第2項第2号の請求があったときは、請求があった日から6週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。

5 会長は、総会の日1週間前までに、総会の日時及び場所並びに総会の目的事項を記載した書面をもって、正会員及び代議員に通知を発しなければならない。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(3) 規約の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 正会員の除名

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの規約で定める事項

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数及び議決)

第23条 総会は、議決権を有する正会員及び代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した正会員及び代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権の代理又は書面による行使)

第24条 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には代理権を有することを証明する書面を本機構に提出しなければならない。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合には、書面に必要な事項を記載し機構に提出して行う。

3 前2項の場合における前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 構成員の現在数

- (3) 出席した構成員の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、若しくは記名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 限)

第27条

理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第28条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第12条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第29条 理事会は、前条第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第32条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第33条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、代理権を有することを証明する書面を機構に提出しなければならない。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、若しくは記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 機構の資産は、会員の会費及び負担金、寄付金、資産から生じる収入及びその他の収入をもって構成する。

(経費の支弁)

第36条 機構の経費は、資産をもって支弁する。

(収支差額の処分)

第37条 機構の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第38条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 機構の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前までに理事会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 機構の事業報告及び決算については、会長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を受けた上、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた書類は、通常総会に提出する。事業報告についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第42条 機構は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第43条 機構が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、その処分方法を決定する。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 機構は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査をし、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 推進本部等

(推進本部の設置等)

第45条 事業の推進を図るため、推進本部を設置する。

2 推進本部に、推進本部長及び所要の職員を置く。

3 推進本部職員は、機構を構成する地方公共団体、企業及び関係団体から派遣する者をもって充てる。ただし、必要に応じて、派遣以外の者を職員として置くことができる。

4 推進本部長及びその他職員は、会長が任命する。

5 推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議等の開催)

第46条 機構の事業を機動的に推進するため、必要により東北観光推進会議及び6社協各県支部長会議を開催し意見調整を行う。

2 各会議の運営に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。

第10章 補 則

(備付け書類)

第47条 機構は主たる事務所に次の各号に掲げる書類を備え置くこととし、会員から請求があった場合に、その理由が正当と判断されるときは、閲覧させる。

- (1) 規約
- (2) 理事、監事の名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 財産目録
- (7) 事業報告書
- (8) 付属明細書
- (9) 監査報告書
- (10) 総会及び理事会の議事録

(その他)

第48条 規約に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、機構の設立の日から施行する。
- 2 機構の会費及び負担金は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 機構の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 機構の設立当初の顧問は、第16条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 機構の設立初年度の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。ただし、事業計画及び収支予算には設立準備室の平成19年4月1日から6月6日までの事業及び予算執行を含むものとし、設立総会において議決を得るものとする。
- 6 機構の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 機構の設立により、東北六県観光推進協議会及び東北広域観光推進協議会のすべての権利及び義務は、機構が包括的に継承する。